4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提示した入札書及び入札条件に違反した入札書は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要。なお契約金額について、積算内訳書を別途提出することとする。
⑸　落札者の決定方法　入札説明書による。
⑹　本件入札は「低入札価格調査制度」が適用されるものとする。
⑺　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
⑻　前年の入札結果は、ＪＲＡホームページ内「工事・調達情報～物品の製造・購入、役務等の情報～結果公示」をご覧ください。

5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Masashi Shigeoka, Assistant General Manager of the Kyoto Racecourse of Japan Racing Association.
⑵　Classification of the services to be procured : 75.
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Cleaning services of public (and any other related) space in Kyoto Racecourse.
⑷　Fulfillment period : From the date of contract to 25 March 2022.
⑸　Fulfillment place : Kyoto Racecourse.
⑹　Qualifications for the participating in the tendering procedures : A.
⑺　Date and Time of tender : By 11 : 00　5 February 2021.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, Japan Racing Association, Kyoto Racecourse, 32, Yoshijima Watashiba-jima-cho, Fushimi-ku, Kyoto 612―8265, Japan TEL 075―631―3131

入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、本公告に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和３年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。
令和２年12月11日
支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課会計管理官
杉山　浩

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第８号

1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務の名称
令和３年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務
⑶　業務内容
本業務は、在沖米海兵隊のグアム移転に関して、日本国政府の財政支出で整備する事業が適正に執行されるよう、建設工事等の進捗の確認（定例会議及び現場確認等への参加及び支払い状況の確認を含む）、必要な検査への参加及び契約変更等の調整に関する補助業務を行うものである。
また、前年度の業務内容については、本業務の履行に支障がないよう当該業務の前年度受注者及び監督官から引き継がれる。
⑷　履行期限　令和４年３月31日
⑸　本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。
⑹　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。
⑺　グアム移転事業の状況等　本業務の対象となるグアム移転事業の状況等については、以下のリンク先を参照のこと。
https://www.mod.go.jp/j/approach/zaibeigun/saco/iten_guam/pdf/gaiyo_20200925.pdf
⑻　本業務は、資料提出及び入札等を電子調達システムにより行う業務である。ただし、電子調達システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。なお、紙入札方式の承諾に関しては防衛省大臣官房会計課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

2　競争参加資格
以下、⑴から⑻に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑼に掲げる資格を満たしている共同体であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　防衛省における令和３・４年度の一般競争（指名競争）参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係るいずれか１つ以上において「A」の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
※なお、契約締結日において、令和３・４年度の前記に係る資格の決定を受けていること。
⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、地方防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成22年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務（※）の実績を有すること。
・同種業務：日本国内外における米軍施設に関する業務
・類似業務：米国の公的な設計基準を用いた業務
※「業務」とは、計画、設計、積算、施工、監理又は環境影響評価のいずれかの実務をいう。
⑹　入札に参加しようとする者の間に、建設工事等の発注に係る建設業者等の選定方法等について（防整施第3754号。令和２年３月17日）別紙の１入札の適正さが阻害されると認められる基準のいずれかに該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第６条第２項の規定に抵触するものではない。
⑺　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。
技術者（管理技術者、総括技術者、主任技術者、担当技術者及び技術員）は、以下に示す条件を全て満たす者とする。
管理技術者については建築、電気、機械及び土木の中から職種を問わず１名配置すること。（管理技術者は、総括技術者、主任技術者、担当技術者及び技術員のいずれも兼ねることはできない。）
総括技術者については建築、電気、機械及び土木の中から職種を問わず１名以上配置すること。なお、総括技術者は主任技術者及び担当技術者を兼ねることができる。
主任技術者については各職種（建築、電気、機械、土木及び環境）１名以上配置すること。なお、主任技術者は担当技術者を兼ねることができる。（主任技術者は総括技術者を兼ねることができない。）
担当技術者については３名以上配置すること。なお、職種は問わない。（担当技術者は主任技術者及び総括技術者を兼ねることができない。）